

虐待防止マニュアル

社会医療法人同愛会
医療支援型グループホーム博愛

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会医療法人同愛会が運営する「医療支援型グループホーム博愛」（以下「事業所」という。）の利用者（以下「利用者」という。）に対する虐待の通報に対し、適切な対応を行うとともに、虐待再発防止計画（以下「再発防止計画」という。）を策定・実施することにより、利用者の権利を擁護するとともに、支援内容の迅速な改善を図り、安心安全な障害福祉サービスを提供し、事業所に対する社会的な信頼を向上させることを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 本マニュアルにおいて、「虐待」とは、事業所の従事者（以下「職員」という。）が、利用者に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者に対し、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による、上記(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 利用者に対し、プライバシーの侵害を行うこと。
- (6) 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し、いかなる状況においても虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族、職員、第三者等からの虐待の通報があるときは、本マニュアルに基づき、対応しなければならない。

2 職員は、虐待を発見した場合、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本マニュアルによる虐待防止の責任主体を明確にするため、事業所に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、事業所の管理者があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待の事実確認、対応策及び再発防止計画の策定
- (2) 市町村への通報
- (3) 虐待通報者に対し、虐待の事実確認等の結果報告や状況の説明
- (4) 再発防止計画の実施とその改善状況を虐待通報者へ報告
- (5) 虐待を行った職員への対応

(虐待防止受付担当者)

第7条 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、事業所に虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、事業所のサービス管理責任者があたるものとする。
- 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に虐待通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けなければならない。
- 4 前項により虐待の通報を受け付けた職員は、様式1「虐待通報兼連絡書」に記録し、遅滞なく虐待防止受付担当者に、その内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者本人及び家族、第三者等からの虐待通報の受付
 - (2) 職員からの虐待通報の受付
 - (3) 虐待防止対応責任者への報告
 - (4) 虐待の事実確認のための情報収集(職員からの聞き取りを含む)
 - (5) 原因の分析及び再発防止計画の検討
 - (6) 再発防止計画の実施と改善状況を虐待対応責任者へ報告
- 2 第10条以降の「虐待通報者」は、通報者が職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

第3章 虐待再発防止計画

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本マニュアルに基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

- 第10条 虐待の通報は、様式1「虐待通報兼連絡書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
- 2 虐待防止受付担当者は、虐待通報の受付に際して、様式2「虐待通報受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(虐待の報告と確認)

- 第11条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止対応責任者に報告し、必要な対応を行う。
 - 3 虐待防止受付担当者は、様式3「虐待受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
 - 4 虐待防止対応責任者は、利用者への虐待または虐待の疑いに関して通報や発見をした場合は、市町村窓口へすみやかに通報する。

(対応策及び再発防止計画)

第12条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の事実を確認した場合、その対応策及び再発防止計画を策定する。また、再発防止計画の内容を、様式4「再発防止計画書」に記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に対し、速やかに虐待の経緯及び再発防止計画について、説明しなければならない。

(経過の記録・結果報告)

第13条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から事実確認、対応策、再発防止計画と実施までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、再発防止計画の実施後の状況について、虐待通報者に対し、様式5「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として再発防止計画の説明後から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村障害者虐待防止センター及び鳥取県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(公表)

第14条 事業所のサービスの質と向上を図るため、本マニュアルに基づく虐待防止対応及び再発防止計画実施状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止対策委員会の設置)

第15条 虐待防止対応責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催し、再発防止策についての話し合いをしなければならない。
- 3 委員会は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(虐待防止のための職員研修)

第16条 委員会は、虐待防止啓発を目的とし、職員に対し、定期的な研修を行わなければならない。

- 2 研修は全職員を対象に実施する。
- 3 委員会は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

(権利擁護のための成年後見人制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見人制度の利用を利用者及びその家族等に啓発する。

(身体拘束の廃止)

第18条 虐待防止対応責任者は、障がい者の身体的虐待に該当する可能性のある身体拘束の廃止に向けて、「身体拘束等の適正化のための指針」を整備し、緊急やむを得ない場合の身体拘束等行動制限を最小化し、支援の質の向上を図るよう努めなければならない。

付則

このマニュアルは、令和5年10月1日から施行する。